第十章　豊永郷の産業

一　南の海、北の陸から

日本へはじめて渡って来た民族は南北二つの民族であると云われている。

南種は東南アジア方面から黒潮の流れに舟をのせてやって来た。それが太平洋沿岸の土佐、阿波、更には本州の紀伊、房総半島にかけて上陸した。また一部は黒潮の支流にそって九州を足場として瀬戸内海沿岸に拡がったものである。このうち淀川口から近江辺りまで遡っていたもの、鳴戸海峡から外海に出、伊勢湾に入り伊勢に住みついたもの、何れも原マレイ人で潜水漁民としての筑前宗像（むなかた）系の海人族である。

彼等は筑前、筑後、豊前、豊後、壱岐、対馬を根拠地として裏日本の山陰から但馬、丹後を経て若狭湾に入り、更に進んで能登半島を廻り富山湾から越後の沿岸に、ついには佐渡にまで達した。

彼等の移り住んだ洞窟や、貝塚などの遺跡からは数多くの茅山式（横須賀市佐山町茅山観音堂）、安行式（埼玉県川口市旧安行村）、亀ヶ岡式（青森県西津軽郡館岡村亀ヶ岡）の縄紋土器が発見されている。

ところでこの宗像海人族は海岸に上陸後その一部が河川に沿って内陸に入った。すなわち前述の通り第一は瀬戸内海から淀川流域に沿うて近江の琵琶湖沿岸に、一部は山城の加茂川や桂川の流域に、一部は木津川に沿うて大和平野に入ったのである。

第二に山陰地方の海人は出雲や三丹方面から保津川の流域に、第三の伊勢海人は鈴鹿峠を超えて近江に、その分流は木曾川、天竜川を遡って信州に及んだ。第四に若狭地方の海人は琵琶湖西岸の安曇（あど）川に入り、のちの安曇郷に発展する。

これら海人の一派は東海の沿岸に沿うて伊豆から常陸へさらに北上して松島湾にまで達したと云われる。

北種族は大陸から朝鮮半島を経て、壱岐、対馬から日本海を渡り出雲に上陸した。彼等の渡来は南種族より早く、出雲を拠点として裏日本一円に根を張ったがその一部は越後、奥羽にまで勢力を伸張した。

これら種族は当初上陸地の河口で漁撈により生活の資を得ていたがその内人口の増加に伴い次第に上流に遡って行った。生活の形も漸次変って狩猟の民となる。それが更に資源の不足となって農耕の民に発展するのである。これは東南アジアで水稲栽培の技術をもつ南種が当初北九州で水稲栽培をはじめたが、これが北種族とまじりその技能を伝え、農業立国の吾が国がはじまるのである。

高天原の天の安川原で、天照大神と素戔嗚尊が会見し誓約を交された時素戔嗚尊は多喜理比売命、多紀津比売命、市杵島比売命の三女神を随行せしめた。

そして他意のない証として三女神を高天原に残留せしめた。天照大神は三女神の技術を生かし、高天原に「天の狭田」「長田」を作らせ水稲栽培を創められた。

註　この三女神は海津見系の宗廟であり、航海術、水稲栽培の開祖として筑前宗像神社に祀られている。

さてその秋高天原には黄金の稲穂が波うった。やがて皇孫降臨の砌りにはこの稲穂を授けられて水稲栽培を奨励されたのである。

延喜の制に、穀納の場合、一尺周囲をもって一束としている。古代は「斗」「升」を使わず何束と云う。

航海と農業技術に長じていた祖先の人達はつぎつぎに日本列島の各地に上陸、川口、湖沼から内陸部へと開拓を進めて行くのである。

四国ではまず伊予に上陸した。四国の古い名は「伊予の二名島」という。愛媛は「兄姫」であり、長女に当る姫が当初四国の主宰者として派遣されたことを意味する。

つぎが阿波で大宜都姫である。はじめ諸冊二尊が天浮橋、即ち舟で淡路の於能古呂島に上陸された。淡路は阿波路で上古以来阿波の管内であった。

阿波には最南端に海部郡がある。これは海人部で綿津見族であり、綿津見族の生活の証と考える銅鐸が那賀川流域に九つ、勝浦川流域に四つ、吉野川流域に十五出ている。

このうち吉野川上流の西祖谷山の榎名神社にある袈裟型銅鐸と同型のものが、土佐町森の琴平神社にあることから考えて、吉野川を遡って来た同一の種族であろう。

土佐でも香美郡の物部川流域に綿津見族の生活の跡がみられる。南国市田村から銅鐸が出ており、野市の深淵神社には祖神である「水夜礼花神」を祀ってあり、香北町の大川上美良布神社には大小二個の銅鐸がある。それにこの川上神社には玉依姫命を祀っていることからも綿津見族の来たことを証明する。

この海人族は当初は川口や海辺で漁撈により生活していたが資源の不足、人口の増加により上流にさかのぼりついには魚だけでなく、山猟をもすることになった。こうした部族を山人という。

一方狩に従事する男達の留守を守る女性達は半定着地である地域で食糧の補充として、木の実や野生の球根類の収集につとめた。それも次第に不足する頃、穀物の粒から発芽し生成して実を結ぶことから考えて種を播くことを初めた。耕作の初歩を経験したのである。これが神話でいう大宜都姫命である。別の名を保食の神とも豊受姫大神ともいい農業の神として伊勢の外宮に祀る。

さて日本列島の地質の骨組みになっているのは結晶片岩でこれは九州の東端より四国の中央部を通り紀伊半島を経て埼玉県の秩父に至る古い地層である。四国にはこの風化した沃土がある。吉野川には肥沃した沖積層の平野が拓けている。阿波は粟の国で、粟は米のない時代貴重な穀物であった。

次に衣料であるが、「古語拾遺」に次の通りある。

天富命をして日鷲命の孫を率い、豊饒の土地を求めて穀麻の種を植えしむ。その裔今彼国にあり。大嘗の年に当って木綿、布及び種々の物を貢る。その故に郡の名を麻植となす。

天富命さらに沃壌を求めて阿波の忌部を分って東国に率い行いて麻穀を蕃殖せしむ。好麻の生ずるところ、是を総国という。

今上総、下総の二国となる。穀の木の生ずる所これを結城郡という。阿波の忌部の居る所即ち安房郡と云う。今の安房国これなり。云々

これで当時は全国の肥沃地を吉野川沿岸と利根川沿岸に選び繊維の材料としての麻、梶の栽培を行ったことが分る。

註　現在でも神をまつる際衣料の麻が供物と共にある。幣帛がそれである。

吉野川流域に沖積した平野部の肥沃なことは有名である。この沃土から米、粟等の穀物を生じ、蚕を育てたが更に大宜都姫命は天富命を派遣して、忌部氏を率い阿波、麻植郡に移住し麻を栽培した。これが阿波忌部氏である。この忌部氏は吉野川の支流祖谷川を遡って東西の祖谷山に入った。これが阿佐（麻）氏であるという。さらに国境の京柱を越えて、西峰の阿佐の祖となったともいう。

吉野川の本流を遡ったものは本山に入り、山崎、木能津、助藤、吾橋等に阿波の地名を残している。山崎は阿波山崎草創の山崎麻という土佐切っての良麻の産地となった。

(一)　古代の農作物

日本で神代の頃から栽培せられていたものは稲、麦、粟、黍（きび）、稗（ひえ）、大豆、小豆、豌豆（えんどう）、蚕豆（そらまめ）などであった。

古事記に素盞嗚尊が大宜都比売を斬った時、身体から五穀が出たとある。農業神である。

そばが日本へ来たのは元正天皇の養老六年（七二二）である。玉蜀黍は天正年間（一五七三～九一）甘藷が琉球へ伝来したのは慶長十三年（一六〇八）で薩摩へ来たのが寛永二年（一六二五）である。こんにゃくは元禄年間（一六八八～一七〇三）に渡来した。

土陽渕岳志に次の通り出ている。

大豆、黒豆皆土佐郡、長岡郡の山分、大豆上品なり。粟豆常の大豆より丸くして色紫褐色、豆腐は土佐国には古はなし。文禄年中（一五九二）長宗我部元親が朝鮮国より虜人を召つれ、帰国の時朴候仁というもの〻子孫あり。その後慶長八年（一八〇三）大守一豊君高知へ御成移の時朴氏子孫を今の唐人町へ措置（すえおか）る。唐人住居する故直ちに唐人町と名づく。この者はじめて豆腐を作ると云う。今秋月権兵衛、六兵衛の先祖と云う。

二　天正地検帳と豊永郷

長宗我部元親は天正十五年（一五八七）九月二十六日土佐郡万々村をはじめとし、慶長三年（一五九八）一月九日長岡郡池村新田を終りとする十一ヵ年の歳月を費やして、土佐国内における全家高について、宅地、田畑を計測した。これを天正地検といい、その記録を天正地検帳とも長宗我部地検帳とも云う。

その冊数は三六八冊に上り、今尚完全な形で県立図書館に山内家より寄贈され保管されている。藩政時代やぐらの倉庫に保管されていたことから「お倉帳」とか「おやぐら帳」とも呼ばれた。現在県指定文化財である。

検地に当っては長宗我部諸掟（別項参照）に基づき情実をさけ、公平正確を期すため、検地衆に対して特に注意が払

われている。

検地は六尺三寸を一間とし、土地高を町、反、代、歩、勺、才で表わし二才を勺、二勺を歩、六歩を代、五十代を反、一〇反を町とし一反を一石、一代が二升、一歩が三合、一勺が二合、一才が一合として石高に換算された。

以下は地検帳の原文のまま表紙と末葉の部分のみ抜粋したものである。

（表紙）

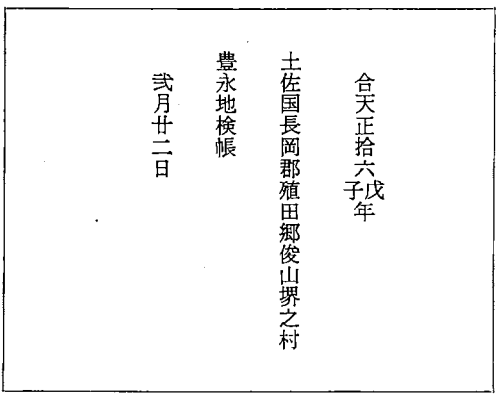

合天正拾六戊子年
土佐国長岡郡殖田郷俊山堺之村
豊永地検帳
弐月廿二日

（原寸縦二五・六糎横二七糎）

中略

土佐長岡郡殖田郷俊山堺之村豊永地検帳
合而天正拾六戊子年弐月廿二日
下丸ノ　岩原名兵衛扣（ひかえ）
一、所壱反廿代弐歩下畠　公事分
同所ノ上　同名彦三郎居
一、弐反廿代弐歩中屋敷　同し分
同所ノ上　同名兵衛扣（ひかえ）
一、弐反三代四歩中屋敷　同し分
同上道ノウエ　同名同し扣（ひかえ）
一、四十代五歩下畠　同し分
大門　同名主作
一、卅六代下々屋敷阿弥陀メン名本分
ヲサキ　同名同じ扣（ひかえ）
一、壱反六代下屋敷　公事分

惣都合百拾九町六反六代弐分半田畠屋敷荒川成堂床共

此壱帳名数

○一岩原名　○一筏木名　○一八畝名　○一八川名　○一夜須野村　○一立野名　○一川渡名
一桑尾村　○一川平村　○一下土居村　一中次之村　○一西川村　○一粟生村　○一柚木名
一牛飼野　○一大平村　○一西峯名　○一福井村　一落合　○一三子野名　○一広谷名
○一川井名　○一布田名　○一雨坪名　○一大滝名　○一大王名　○一中内名

右之名数合而廿七名

惣都合百拾九町六反六代弐歩勺

右之内作〆百拾七町六反卅五代五歩勺

荒壱丁九反弐拾代三分

上田　七反拾九代弐分
中田　八町五反三拾壱代三歩
下田　参拾四町八反弐十代五歩勺
上ヤシキ　弐町弐反十四代弐分
中ヤシキ　拾三町九反弐拾八代
下ヤシキ　弐拾四町弐反壱拾六代四歩
上畠　壱町三歩
中畠　三町四反四拾三代三歩
下畠　弐拾八町六反壱代

以上

天正拾六年
弐月廿二日

新左衛門尉
　頼堯　花押
重松右京亮
　光季　花押
岩村七左衛門尉
　道興　花押
久武左衛門佐
　吉勝　花押
近藤権進
　安勝　花押
宮地五郎左衛門尉
弘田右京進
久万弐部
前田三介
小畑兵部
中井新左衛門尉
池　二郎右衛門尉

第二冊の末葉（書式を略す）

惣都合百壱町廿壱代壱分六勺田畠屋敷荒川成
堂床共

此帳壱帳之名数

一中村大王名　一連火名　一蜂形名　一桃原名　一古見村　一永淵名
一舟戸村　一柳野村　一梶ヶ内名　一大砂子名　一寺内名　一西窪名
一黒石名

右之名数合而拾七名

天正拾六年弐月廿二日

（検地役人前に同じ略す）

註　この帳に張紙あり

右壱帳の縮として

中村大王　古味名　舟戸名　梶ヶ内寺内名　連火名　桃原名　永淵名　柳野名　大砂子名　西久保名　黒岩名　中屋平名　嵯賀山名
大久保名　西又名の反別を書き　惣都合百町九反三拾四代今改算而
外ニ三十七代弐分検地帳惣上ニ不足
但此分ハ先年ノ算違ヲ

以上

承応弐年巳ノ祖父江久丞
六月十六日　上野七兵衛

二帳の合計は二百二十八町四反六代二歩半となる。

尚またこの地検帳から大豊関係分（豊永郷及び本山郷のうち現在の大豊分立川、奥大田、和田、穴内、高須、杉、小川、津家、葛原、川口、谷、尾生、磯谷）の集計を抄記すると次の通りである。

三　豊永地検帳　第一帳

岩原名　田分一町三反十七代三歩　屋敷分二町二反三十五代
　畠分二町四反二十四代四歩合六町三十七代一歩田畑屋敷荒共
筏木名　田分一町五代　屋敷分二反八代
　畠分七反三十代田二十五代荒　合一町九反三十二代
八川名　田分一町七反十六代二歩　屋敷分二町三十代三歩
　畠分二町二反三十九代一歩　合六町三十代
粟生村　田分一町二十八代一歩内三代　荒屋式一町三反二代五歩内一反二十代堂床
　畠分一町八反二十七代二歩内二反二十代荒　合四町二反八代二歩
大平　田分三反三十三代二歩　屋式二町八反二十四代三歩内五代堂床
　畠分一町九反十四代内一反荒　合五町一反三十一代五歩
土居分　田分五反二十代四歩　屋式七反十七代五歩
安野々　畠分二反三十代四歩　合一町五反十九代一歩
豊永土居分　本田四反十二代三歩　屋式一町五反三十七代二歩同出分九反三十七代一歩
川渡村　畠分一町一反七代二歩内四十五代荒同出分三反四歩合四町四反四代
下土居　本田一町四反八代三分同出分一反四十代五歩　屋式二町七反三十六代内五代堂床
柳村

下居
中須村　屋敷五反二十代同出分三反四十四代四歩　同出分一町二反三十九代四歩畠八反十一代二歩出反四十代二歩　合六町七反三十八代四歩

落合名　畠分三十四代　田分一反三十六代　畠分三十六代四歩　合九反三十八代四歩

川井名　田分六反三十四代四歩　畠分一町九反二十九代五歩　屋式四反十代

大滝名　田分四反二十六代五歩　畠分五反二十五代一歩　合六反三十二代四歩

中内名　田分九反三十六代四歩　畠分五町五反十六代五歩内一反十五代荒　屋式一町四反三十四代四歩

西峰名　田分一町二十九代三歩内八代一歩荒　畠分五町五反十六代五歩内一反十五代荒　合四町一反九代一歩

柚木名　田分一町三反二十七代二歩　畠分九反十六代二歩内三十代荒　屋式二町二代五歩内一代二歩堂床

三子野名　田分四反四代三歩内十代荒　畠分一町六反十六代四歩内一反五代荒　合三町四代三歩

布田名　田分二十六反三十七代　畠分一町六反三十五代四分内二十代荒　屋式一町六反三十六代四歩内一代堂床

合九町一反三十八代五歩　屋式二町五反二代三歩内八代二歩堂床

屋式九反九代四歩内一代堂床　合三町一反三十九代二分

屋式四反一代五歩内三代荒　合二町五反

屋式七反十六代一歩　合五町三十八代五歩

大王名　田分五反三十七代三歩　畠分一町四反三十二代二歩　屋式二反三十二代内十二代荒堂床共　合二町三反十二代五歩

八畝名　田分二町六反六代四歩内二代荒　畠分九反四十六代五歩内五代荒　屋式一町一反三十七代二代堂床二代荒　合一町七反十七代四歩

下土居分川平　田分一町七反三十代内十代荒　畠分一反三十七代内二代荒　屋式一反二十二代二歩　合二町三十九代四歩

立野名　田分一反二十九代　畠分九反四十六代五歩内五代荒　屋式五反四十一代五歩内二十五代荒一代堂床　合一町七反十七代四歩

西川分　田分四町一反十六代一歩内二十一代荒　畠分五反二十六代　屋式四反四歩　合五町三十二代五歩給五反一

土居分手飼野　田分四反十九代二歩　畠分二反三十二代二歩　屋式十五代二歩　合七反十八代

下土居分福井　田分一反二十三代　畠分三反三十代二歩　屋式十一代　合五反二十四代二歩

庵谷名　田分十二町一反十五代三歩内三代荒　屋式二町一反十五代三歩三代荒　合十七町六反三十二代

雨坪名　田分六町七反十八代二歩　内一反十七代四歩荒　屋敷八町三十五代二歩　内二十五代荒　畠分一町二十一代二歩　内二十五代荒　合十五町八反二十五代

畠分二町三十七代四分内三十七代四歩荒

以上本帳分　田畑屋敷総縮

田分四十四町七反三歩　屋式四十一町四反二十六代三歩半
畠分三十三町四反二十九代二歩　総都合百十九町六反六代二歩半
中田八町五反十一代三歩　上ヤシキ二町二反十四代二分　下ヤシキ十二町九反二十八代
下田三十四町八反三十代五歩　中ヤシキ十三町九反二十八代
上畠一町三歩　中畠三町四反四十三代三歩　下畠二十八町六反一代

四　豊永地検帳　第二帳

中村大王　田分四町三反二十九代一歩内八代荒　屋式二町五反四十一代二歩
畠分六反三十二代五歩　合七町六反十三代二歩
古見村　田分二反二十八代　屋式一反四代
畠分六反十六代三歩　合九反四十八代三歩内三十代川成
舟戸村　田分一町七反三十二代二歩　屋式一町九反二十二代四歩内五代堂床
畠分一町九反十一代五歩内五代荒　合五町六反二十七代二分
寺内名　田分二町八反二十五代一歩　屋式八町七反三十代内二代一歩堂床
畠分四町十二代一歩内一反十五代荒　合十五町五反二十五代二歩
連火名　田分五反十九代五歩内四代荒　屋式一町三十八代四歩内五代二分堂床

畠分一町八反十七代一歩

桃原名　田分三町三反十五代三歩
畠分一町九反二十二代二歩内三十代荒

永淵名　田分七町四反三代四歩内四代荒一反宮免
畠分三町八反三十九代三歩三尺内二十代荒

柳野名　田分五反九代五歩
畠分八反三十四代一歩

西窪名　田分一町五反二十六代三分
畠分二町一反十五代一歩

中屋平村　田分二町九反十四代三歩
畠分三反二十七代

黒石栗ヶ内村　田分四町一反二十代二歩
畠分一町五反九代五歩内一反五代荒

嵯峨山上東　田分二町四反三十代四歩
畠分一町四反五代内三十代荒

大窪名　田分二町十二代屋式分一町三十三代一歩
畠分二町四反十四代

合三町八反二十五代四歩
屋式三町七反二十一代二歩内五代堂床
合九町九代一歩
屋敷四町一反三十二代二歩内十三代堂宮床
合十五町四反四十六代三歩三尺
屋式四反十八代一歩
合十町三反三十八代四歩
屋式一町三反三十三代二歩
合四町三十五代
屋式六反三十三代五歩
合三町九反二十五代二歩
屋式九反三十七代三歩内三代二歩堂床
合六町六反二十七歩
屋式六反二十六代四歩内三代堂床
合四町五反二十七代二歩

合五町五反十九代一歩

(一)　元本山郷内旧大杉村の分

和田名　下田二町五反三十三代二歩　中畠三十代二歩　下畠九反三十九代三歩
上屋式三十代五歩　中屋敷九反二十六代四歩　下屋式一町九反十五代
合六町五反三十五代四歩　内荒三反二十代四歩

穴内名　中田二反十四代五歩　下田一町七反三十六代一歩　中屋式三反十八代
下田二町五反四十一代三歩　中畠一反二十一代　下屋式三町五反四十七代四歩
合八町六反二十九代　内荒九反四十代二歩

高須名　本田四反六代一歩　下本田二反二十二代四歩　下本ヤシキ四反三十八代
合一町一反十六代五歩　内荒二反四十六代

杉名　中本田六反七代　下本田一町八反二十二代二歩　下本ヤシキ一町二反十四代五歩
合三町九反十九代五歩二反二十八代五歩荒

小川名　中本田八反十代一歩　下本田一町八反二十一代五歩　下屋式八反四十五代一歩　内荒一反十九代

津家名　中田四反二十七代　下田一町二反二十二代三歩　中畠三反二十代四歩
下畠四反二十二代　本ヤシキ九反十代一歩　合三町五反二代荒四反四歩

葛原名　上本田四反四代三歩　同出田二反三十七代四歩　中本田二反二十六代二歩
下出田四十二代三歩　上本畠一反　中本畠五反四十四代四歩　下本畠一町四反七代一歩
上本屋式一反二歩　中本屋式四十七代四歩　下本屋シキ九反二十五代三歩

下出ヤシキ二代三歩　合六町四反三十八代一歩　荒二反二十六代四歩

奥大田名　下本田一反八代二歩　下本畠三反十一代五歩　下本ヤシキ五反四十三代二歩
合一町五反十三代二歩　内荒六反三十五代一歩

川口名　下本田七反八代三歩　下出田二代　上本屋式二反二十五代　中本屋式一反四十八代五歩
下本屋式一町四反三十二代四分　中本畠四反二十二代二歩　下本畠一町五反十七代四歩
合四町六反八代　内荒一反三十六代

立川上名　下本田二反六代五歩　下本畠八反五代五歩　中本ヤシキ二反三十五代
下本ヤシキ四町一反四十六代一歩　下本屋敷十五代　合五町五反八代五分内荒三十六代

立川下名　下本田五反十六代一歩　下本畠一町四反五代五歩　中本ヤシキ二反二十六代四歩
下本ヤシキ五町二反二代三歩　下出ヤシキ三代　合七町四反三十五代二歩　内荒二反三十代四歩

谷名　中本田一反三十九代一歩　下本田一町一反二十三代四歩　下本畠一町五反三十七代一歩
中本畠二反十四代一歩　上中ヤシキ一反十三代四歩　中本ヤシキ九反三代
下本ヤシキ七反二十代　合四町七反三歩　内荒三十五代一歩　出五代一歩

尾生名　下本田三反三十三代二歩　中本田三反四十五代　下本畠一町三反三十三代二歩
中本ヤシキ十四代　下本ヤシキ一町六反四代二歩　合三町八反十二代二歩　内荒三反十代四歩

磯谷名　下田一反四十一代　下畠四反三十五代　中ヤシキ一反三十代　下ヤシキ一町　合一町八反六代

天正十七年（一五八九）卯月十日

これを見ると、耕地と宅地を上・中・下の三等級に分けている。

また社寺仏堂の領地、武士の給地、控地、個人の所有地等各戸毎に調査している。

今から約四百年前の状況がよくわかる。これをいまの耕地にくらべるとその大部分がこの時すでに開拓されていたことがわかる。全くいままでの先祖の努力の集積に驚くほかはない。

長宗我部氏が全国の諸侯にさきがけて、この難事業を成就した事を、豊臣秀吉は激賞している。そしてこの仕事を他の諸侯にもやらしたが、土佐のようにりっぱにできていない。土佐は辺地の辺地まで、寸土に至るまでもれなく記載してある。もれた所がない。こうした点は土佐だけであると言われている。

土佐二十四万石の石高は、この地検帳の石高の総集計高であると言う。

なお地検帳のことについて少しのべておく。

本田は水田であるが、上中下の三等級が、豊永郷の等級別である。本来の土地には上上田、上田、中田、下田、下下田と五つに分けてある。これは抄記であるので、上田の中には上上田と上田がふくまれ、下田の中には下田と下下田がふくまれている。

荒は言うまでもなく荒廃した田であり畠である。

代は、当時の単位で一代が六坪にあたる。

合は合計を意味することは言うまでもない。ただし、合計がかっちり合う場合と若干の差のあることもでている。四捨五入か何かの方法をとったことか。切り捨て、切り上げもあるよう考えられる。

出(しゅつ)は実際の面積より測ってみて広い。その差格が出である。

なお六尺三寸四方を一坪にしたものが、後に六尺四方にした時は、出が大きくなっている。高知市付近の水田も現在売買する時、帳簿の面からするとはるかに広い。それで測りなおして売買するのが通例になっている。

五　土佐国七郡郷村帳

藩政時代の村の事情を知るのに、都合のよいのが、この土佐国七郡郷村帳である。

これは寛保三年（一七四三）に編纂したものだから昭和四十八年（一九七三）から、ちょうど二百三十年前になる。その当時の、藩政の中期の村事情がわかる。これと天正の地検帳を比較してみるのも意義がある。

なお、この当時、安芸郡に一一〇か村、香美郡に一四七か村、長岡郡一四八か村、土佐郡に一〇三か村、吾川郡に六九か村、高岡郡二二〇か村、幡多郡に二八〇か村、計一〇七〇か村である。今の九市七郡四四か市町村とは大きな開きがある。

さて、郷村帳の内容は、郡別、村落名、いまの所属町村名、石高（単位合）、戸数、人口、猟銃、牛、馬頭数、船舶数、漁網数である。

ここでは現在の大豊町に所属の部落名を記して、事項を入れる。但し、大豊町には、船舶と、漁網数はないから、この項は除く。

村名	地高	戸数	人口	猟銃	牛	馬
	合					
四手藤	三五、九三三	四六	一八九	六	一九	二
樫谷	一〇、四三二	二四	一〇一	四	二	八
穴内	二三、二八七	三七	一六九	五	一三	七

村名	地高 合	戸数	人口	猟銃	牛	馬
立川上名	五五、一七九	一三一	六七七	一六	二九	〇
立川下名	七四、七〇七	一〇〇	五三八	一五	二六	〇
奥大田	一五、二七〇	三六	一七八	五	八	〇
磯谷	一八、一二〇	一四	九七	二	四	〇
尾生（おう）	三八、二〇七	二五	一五〇	八	一〇	〇
谷	四〇、一五〇	二三	一八〇	八	一〇	〇
和田	六五、七一三	四一	二六五	四	一二	九
穴内	八六、五八三	七三	四九四	一一	三一	七
舗岩（しきのいわ）	一〇、三八七	一〇	六八	四	四	〇
比浦古味	六九、九八七	四四	二七五	三	〇	〇
高須	一一、三三七	一九	九五	二	八	〇
川口	四六、一六一	三四	二二七	一二	二三	〇
葛原	六四、八八一	六五	三〇二	一二	二八	五
津家	三五、〇四九	三三	一六八	七	二八	〇
杉	三九、三九七	一九	一〇〇	二	一二	一四
小川	三七、二八七	二七	二一一	五	三〇	〇
豊永	九一、四四四	三一	二二八	六	二六	一三
馬瀬	五九、〇九〇	七〇	六六一	二〇	九五	六

村名	地高合	戸数	人口	猟銃	牛	馬
角茂谷	四〇、一二七	三二	三五八	〇	二七	七
楠木	五九、五九〇	三二	二七一	六	三〇	三
中村大王	七六、二六九	四七	四一五	一二	四五	一七
庵谷	一七六、六四〇	四八	五二九	一二	二九	〇
西川	五六、五三〇	三六	二七四	一〇	一一	四〇
黒石	六六、五五三	一三	一三四	四	七	四
舟戸	二九、七〇〇	八	四四	二	四	〇
中屋	六一、五〇七	一三	九二	二	五	〇
粟尾	八七、二二三	五二	四五三	一五	一八	〇
立野	一八、一三二	一九	九四	一	一四	〇
八敢	五〇、五一〇	四九	三四九	〇	四八	六
南大王	二三、二五七	二五	一六九	四	一八	〇
怒田	八二、六二〇	六八	五九九	六	四六	二
大平	五二、〇〇〇	一	六	三	〇	〇
大藤	三六、七四三	二八	二〇三	六	二〇	六
八川	六〇、九二三	二四	一二四	三	二八	〇
川井	四一、一八三	三五	二四七	一	二五	四
中内	三四、七二七	二五	一六三	三	一五	〇

村名	地高	戸数	人口	猟銃	牛	馬
柚木	三一、九八七	三二	二五二	五	三七	四
西峰	九一、七七七	一七九	一、〇五〇	五九	一六四	一
岩原	六〇、七四三	五四	五四一	九	四〇	〇
筏木	一九、八四〇	八	七六	一	九	〇
大窪	五五、三八三	二一	一三二	五	一六	〇
大砂子	一一〇、〇一七	三三	二七八	七	四七	〇
柳野	二二、二四三	六	三〇	〇	四	〇
永淵	一五四、九三二	二九	二七七	一三	二二	一
桃原	九〇、一九〇	三三	三六八	一七	二九	二
連火	三八、五一三	一四	九八	三	六	二
西窪	四〇、七〇〇	一七	九七	二	七	〇
梶ヶ内	五八、八三七	二七	二七五	一一	二八	〇
川戸	三九、九三七	一二	一一九	一	七	四
安野々	一五、三八三	八	四二	一	六	一
寺内	一三二、〇五〇	二六	二七七	二	四三	八
合計		一、九五六	一三、八〇九	一、三〇四		一四三

六　郷名と村落数

郷数は近世末期には四十一郷になった。

人口の少ない僻地の村落をいくつかあわせて郷として、これに大庄屋をおいている。郷下の各村々には名本（小庄屋）をおくのが原則である。これは便宜的な行政上の措置であって、幕府などには郷名の届出はしなかったようである。

なお、当時の郷名と村落数は次の通りである。

一、安芸郡

中　山　郷（中山村他九村）

二、香美郡

佐　古　郷（母代寺村他七村）

岩　村　郷（金地村他八村）

韮　生　郷（吉野村他四五村）

槇ノ山郷（庄谷相村他一三村）

三、長岡郡

本　山　郷（本山村他二村）

甫木山郷（平山村他二村）

上倉郷（樫谷村外一八村）
本山郷（汗見村他二八村）
豊永郷（久寿軒他三六村）

四、土佐郡

領家郷（宗安寺村他五五村）
地頭分郷（大河内村他二村）
土佐山郷（土佐山村他二村）
森郷（東石原村他二一村）
本川郷下分（小松村他一六村）
本川郷上分（寺川村他七村）

五、吾川郡

池川郷（土居村他一二村）
名野川郷（川口村他二七村）

六、高岡郡

戸波郷（家俊村他一〇村）
仁井田郷（黒岩村他三三村）
窪川郷上番（向川村他一八村）
窪川郷下番（宮内村他一二村）
大野見郷（日野地村他一四村）

半　山　郷（白石村他一二村）
黒　岩　郷（黒岩村他一〇村）

七、幡多郡

宿毛郷下分（宿毛村他七村）
宿毛郷上分（坂下村他）
伊尾木郷（佐賀村他一四村）
入　野　郷（蜷川村他一三村）
上山郷上分（田野々村他一七村）
上山郷下分（江師村他一五村）
下山郷下分（用井村他一七村）
下山郷上分（下山村他四村）
上　山　郷（大用村他八村）
宿毛郷上分（和田村他六村）
橋　上　郷（神有村他六村）
三　原　郷（来栖村他一一村）

（高知年鑑三十三年版）

七　大豊の農産物

(一)　球根類

五穀の他に国民食糧の重要な役割を果たして来たものに球根類がある。原始時代狩猟、漁撈の収入による肉類だけでは生理的に完全な活動が出来ないことに気付いた彼等は、植物性の蛋白質、炭水化物を求めて、女、子供の手により球根類（例えば山芋、ほど芋、かしう、シレイ等）や果菜類（例えば山栗、山柿、野ぶどう、野いちご、あけび、椎の実、樫の実、公孫樹の実等）を収集し、冬に備えて貯蔵する術もおぼえた。野ぶどうの如きは貯蔵中日時と温度がたまたま醸成を加え糖分が酒精化して葡萄酒も出来た筈であり、これが後世米をかんで酵を作り酒を作り出す素地となったことは当然である。余談であるが日本人は酒を作ることにかけては世界有数であり、あの豊醇な味覚は他の民族の追随を許さぬ所である。

古事記に曰く、雄略天皇が地方巡視にお成りの時、大和の国栖（くず）が自分で造った酒を献上する際の歌に

　此の神酒は　わがかみし　大御酒　甘らに聞し　もちおせ　まろば父

と云い添えている。

球根類の中で最も古くから作られていたものは芋（田芋、又は里芋とも云う）である。正月の縁起を祝う古い儀式に田芋はつきものである。俗謡に

目出度きものは　芋の種　からが太うて　葉が広ろて　末は子に子がふえるのよ

しかし何と云っても球根類では甘藷が王座であろう。瘠地に生育し、旱魃に強く糖分、澱分の含量多く、救荒植物としてはこれに優るものはない。有名な天保の飢饉にもしこの甘藷が輸入栽培されていなかったならばどうなっていたであろう。

また「シレイ」（しれえ）餅の製造も山村百姓の救荒食としては忘れてならないものであった。

馬鈴薯（ほどいも）はじゃが薯とも云い、和蘭即ちじゃがたらの名から取ったものであろう。

甘藷について「南路志」は

「元禄中琉球より薩摩へ渡る。暖土によろし、「本草」に南方の海人多寿なるは五穀を食せず甘藷を食する故なりと云う。蔓を切りて植える。土佐へ来る事は寛延の頃也。山林を是がために開発して云々、甘藷を植る事の国中量りがたし　里人の糧となるもの是に及ぶものなし」

と誌している。市原辰登筆記に

二三年以前より薩摩芋又は唐芋とも云う、当国へふと渡り和食村より作り初め此の頃国中に弘まる。未だ此の形を知らざるもの多し。

このように上記を寛延元年（一七四八）として今から二百三十年前土佐に入り安芸郡和食村で作り初められたのが最初らしい。

(二)　工芸作物（煙草、楮、三椏、茶、養蚕、畜産）

大豊町における工芸作物としては繊維原料としての桑、楮、三椏、麻があり、特殊作物として茶、黄蜀葵、煙草、ふし（五倍子）、うるし等がある。

釜むし　数百年の昔からこの作業には変化がない

桑については蚕糸の条で述べることとし、

煙　草　阿波煙草の名産地として有名な山城谷三名地方で栽培された千枚種により、往古より豊永煙草の名をほしいままにし明治の中期にまで及んだ。

楮　製紙原料又は衣料として栽培起原の最も古いものに楮がある。

人類は寒さから身を守るため原始時代は鳥獣の羽毛、皮革や木皮木葉を綴って衣料としたが、次いで山野に自生する藤蔓や葛蔓の表皮を剝いでつむぎに織り上げて衣類とした。

こうした生活の知恵は文化の進むにつれ、栽培繊維に進んだ。吾が国ではこれが楮、麻の栽培となったものである。

楮はこれを蒸して剝皮し、皮を木灰汁で煮沸し、谷川の流れ水に漂白て乾燥したものを細くつむいで（夜業などで）糸車にかけ撚りをかけ竹管に捲いたものを地ばたで手織り仕上げるのである。出来上ったものをいわゆる太布（多布）と云う。

庶民の生活の項でも述べたように、山村の貧しい百姓の衣類は殆んどこの太布で作った衣類で賄ったものである。

「古語拾遺」に

「又日高皇産霊神祈生之女各日　栲幡千々姫命」

とある。栲は太布で、太布のつむぎ織りに堪能な織姫のことか。

太布については本居宣長の著「玉勝間」に

古木綿（ゆふ）と云いしものは穀（楮）の木の皮にてそを布に織りたりし事、すべあまねく常のことゝなりしに中昔より此

方は紙にのみ造りて、布に織ることは絶えたりと思ひしに、今の世にも阿波国にては太布と云いて穀の木の皮にして糸を織れる布あり、色白くいと強く、洗いても糊をはることなく洗う毎に愈々白く清らかになるとぞ、此事出雲国千家清主のもとよりいゝ越せり、彼国より得たりとて其の小さなものを見せにこられたるを見るに、げにいと固くいと白く清らかなる布にぞありける、こは彼の阿波の国人に　なおよく尋ね明さまほしき事なり、又是を思へば他の国々にもあるべきを広く尋ね、知らまほしき事なり。」

ときわめて絶賛している。太布は繊維が粗で耐久力があり、これを紺染めにして畳のへりに使うと清潔で破れにくく重宝ということで上方の商人がこぞって買付けたという。

楮は丈長く節少く皮肉厚きものを上とし、結晶片岩系の砂礫を交える日当りのよい斜面に良質のものを産する。特に吉野川沿岸に良質のものがあり、大豊の地は天与の産地として土佐紙の名と共に有名である。

三　椏　天保十五年（一八四三）大倉永常翁の記録に「駿州興津由井の辺に三椏を作る」とあるからその頃すでに栽培されていたのであろうが、土佐での栽培の歴史は浅く、明治十二年静岡県種の栽培を県に献策した安芸の大谷宣三がある。（本史は現代に入る余裕がないのでここは割愛する。）

茶　茶は古くから土佐重要産物の一つに挙げられている。栽培したものでなく自生茶が山分に多いので山茶とも呼ばれた。

茶は暖地がよく、底土に砂礫のまじった土質が適する、根の深い植物で根は礫質の間をぬうて土中に深く喰い込む性質がある。従って吉野川沿岸の結晶片岩を母岩とする大豊の地は特に適している。山林の伐採あと、山焼きの跡地には山茶が自然に生え、何時の間にか茶畑となるほどである。

山内一豊が入国早々土佐、長岡、香美または吾川諸郡の在々へ茶師棒蔵主を出張させ、茶を採取するためにその土地の庄屋に協力を命じた文書が残っている。それ以前長宗我部氏においてもこうした作物の増殖を奨励したもので天正地検帳にも必ず地目毎に「楮有、茶有、漆有」と添記してある。また山内入国後野中兼山が本山掟で桑、楮、茶、

漆等を屋敷廻りや空地に植えることを奨励したことは有名である。天与のものとこうした政策によって豊永郷の茶は大いに生産額を高めたものといってよい。

池川、名野川及び韮生あたりの茶は上質で藩主の御用に供せられ、その故をもって「御膳茶」と呼ばれた。文政の頃できた武藤致和の「南路志」によると韮生から出る上茶は「大抜茶」、豊永郷から本川郷あたりでは「碁石茶」、または「碁子茶」が生産され、高岡郡の津野山、半山郷では「六蔵茶」があり、何れも上質で伊予、讃岐に積み出されたという。

製茶　碁石茶

谷秦山の「土佐幽考」に

茶或書に言う。当国の諸山邑より出づる所の芳茗種々多し。特に香美郡韮生郷にて採製するものは大抜と称す。長岡郡豊永郷において出づるものは碁石茶と謂う。高岡郡浦野山郷の産は六蔵茶と名づく。おのおのもって佳茗となす。延享二年（一七四五）茶高三十斥入り三千百五十四丸、但し亥年出来茶呑茶を引き他国ならびに御国へ売り申す分。

とある。

碁石茶の製法はビルマの碁石茶の製法と全く同一であるという。原料は自生の山茶、これを摘んで蒸桶につめ、釜にかけて蒸す。蒸された茶は桶からむしろに移して醗酵させる。それがすむと別の桶につめて石を重ね、圧縮する。ほどよく圧縮された茶塊は桶からとり出されてまな板の上で適度の大きさに截断し、むしろにひろげて天日で乾燥して仕上げる。季節は梅雨あけの頃から八月一ぱいであるが、天候の具合で二十日乃至三十日はかかる。でき上りが碁石そっくりということで碁石茶の名がついたという。

この碁石茶について郷土史家平尾道雄氏は「茶の歴史と豊永の碁石茶」について次の通り述べている。

―前略―ではその製法はいつ頃、どこから伝へられたのでせうか。

この問題はまだ解決されていません。文政時代の「南路志」に記せられているから、すでに百五十年以前には有名になっていたことは確実でしょう。名古屋の「茶の起源研究会」の橋本実氏や松下智氏は土佐の碁石茶とビルマのラペケアベア（碁石茶）とその製法がそっくりであることを指摘し、茶の起源を通じてはるかな過去に日本民族の起源を考えようとしています。豊永の碁石茶は経済地理の問題から民族地理の問題にまで発展する可能性ありとするならば、これは産業文化財として見守る必要があるのではないでしょうか。（県民グラフ一四二号）

養　蚕　土佐の蚕業は其の淵源きわめて古く、起源必ずしも明瞭ではないが、後ろは四国山脈の屏風を以って囲まれ、前は黒潮の暖流に面し、高温多湿、桑樹の生育に適し、山桑も至る所自生している。このため天与の養蚕地として淵源の古いことは「延喜式」主計部に、「凡貢夏調糸者土佐右二十五国中糸」（凡そ夏の調糸を貢するものは、土佐二十五国中糸）とあることからも分る。

爾来七百年文献によるものを見ないが、山内氏入国後、野中兼山は寛政二十年六月三日に出した本山掟の中で、

「蚕かい候こと存じ候者は、屋敷廻りに桑の木を並木に植え置き、蚕かい申すべく、存ぜざる者は漆の木植え申すべく、茶、楮その外年貢の便になるべき木は植え申すべく、用にたゝざる木も有間敷候

右の木植えさせ、木に掛る年貢取るべくとての事にてこれ無く候間、随分植え置きその便に仕るべく候、相背き候はば本人は申すに及ばず庄屋曲事たる事。」

と厳しく増殖を奨励しているのである。

寛政（一七八九～九九）享和（一八〇一～三）の頃になると土佐名産として真綿の製品が伝っているが、これは養蚕の発展により蚕糸の副産物として真綿製品がつむがれるようになったものである。

蚕種は自給自足で種つぎの程度であったが、販売蚕種として約二百年前本川蚕種として土佐郡森で製造されたのをはじめ、その後韮生蚕種、紅蚕、毛虫蚕、黄蚕などが普及するに至った。

豊永地方における養蚕の導入には徳島県の刺激を受けた事は否めない。云う迄もなく吉野川平野は四国における随一の養蚕地でありその影響が漸次波及したものであろう。

桑は豊永地方にはもともと自生していたものであるが、葉質粗悪、栄養に乏しいため、養蚕の普及発展と共に改良の方向に進む。土佐山村に桑尾（桑生）という部落があり、今も可成り自生しているというがこの桑尾のものは一般の山桑より改良されたもので、葉は小形であるが葉面滑らかで光沢あり、蚕の食切りがよい。この原種は土佐郡森より入って来たものであるが、その原木として寺内三谷家に周囲六、七尺もあるものがあった。また川戸の西村家の屋後にも廻り四尺以上のものがあったという。

葉煙草　元和、寛永の頃（一六一五～一六四三）豊永、川井村の百姓平吉という者が四国巡礼の途中、伊予の宇和島で九州の人からその種子をもらい受けて帰村、それを自家の畑に栽培したのが始まりと伝えられている。その後豊永郷一帯に大いに広まり、「豊永煙草」の名をほしいままにした。今も西峰に残る俚謡に、

我が住み馴れし西峰は
豊永郷の東部にて
昔はここに山内氏
番所おかれし要地なり
土地高けれど地味肥えて
実る農作いと多く
中にも煙草の特産地
その名も四方に響きけり

とある。

畜　産　上記鈔訳の中に

「陸奥、武蔵、丹波、土佐、肥後、長門に牛馬の牧を開いて諸国に及ぼす」

とあるから上古すでに牛馬の増殖計画が行われたものであろう。

由来豊永地方の百姓は牛を各戸一頭以上必ず飼育していたもので、「牛飼野」なる地名もある。豊富な草地と畑をもって畜産王国を誇っていたことは寛政年間における豊永郷大庄屋の台帳に牛一、三〇四頭、馬一四三頭と記録されている処からも理解される。

馬についても歴史は古く、醍醐天皇の時、延喜式兵部に「土佐国沼山村の馬政を定め、馬は五、六歳にして毎年左右馬寮に進ぜしめ、各梳刷剋を備へしむ。」とある。馬は当時軍用として重要であり、藩政時代には二百石以上の藩士は軍馬を飼う義務を課せられていた為特に関心が払われたものである。

八林業

土佐材の名声は吉野時代すでに高い。

足利義詮の貞治二年（一三六三）に佐々木道与を奉行として紀州熊野新宮を造営せしめたが、その木材を社領であった土佐の大忍庄（香美郡槇山、西川、東川、徳王寺）の諸村から寄進させており、土佐材移出の一例である。

土佐材は杉と檜が特に有名である。

いうまでもなく土佐は四国山脈で北風を遮ぎられ、黒潮の暖流をうけて高温多湿、雨量は二、五〇〇ミリに及び林

木の成長率はきわめて高い。杉は安芸郡の魚梁瀬山と野根山、檜は本山の白髪山が名高い。

天正十四年（一五八六）豊臣秀吉が京都東山に大仏殿建立を企図した際、木曾、熊野と共に土佐に用材搬出の命があり、長宗我部元親は長男信親と共に自から奈半利の奥地にまで出張、伐木を指揮した。文禄三年（一五九四）伏見築城の時にも土佐、木曾から用材をとり寄せている。

(一)　土佐藩の林政

長い戦乱の為土佐藩も財政の窮迫を来すことになる。

元和元年（一六一五）執政野中兼山は自から京都に赴き債権者と協議し負債の償還を三ヵ年に行うことを取付けると共に、白髪山の木材を伐採して吉野川を流下し大阪に輸送、売却して累年の負債を返済した。

この時仕置役の小倉少助は山林の濫伐を戒しめ輪伐の法を定める等山林の制度を改めた。兼山もこれをついで木材、薪炭の搬出の船の数を制限し、輪伐を励行すると共に移出額に幾分の口銀を課して年々三〇〇〇貫の収入を得藩主の参勤交代の費用にあてた。

世に云う寛文の改革により兼山が失脚、是等の制限を撤廃したため濫伐が行われ、市価は崩れ且つ山林は荒廃した。このため元禄大定目に「山林大要定」を制定、爾来藩庁は山奉行を置き山林の保護育成につとめたのである。

土陽淵岳志に言う。

「良材諸山所出多し。わけて杉檜、野杉最も名物なり。かつて聞く、大阪長堀に白髪町と言う所あり。元禄の頃、大阪富永町銅金屋、植松屋と言う者、両人当国長岡郡本山の白髪山の杉、檜引合成り、夥ただしく良材を大阪に上せけるに、二三年の中に商売多く出て、一と町取立てる白髪山の良材故に成就したる町なれば名付けたるか。」

土佐の白髪山の良材を取扱うのが白髪町という一町の木屋問屋町が出来たことが書かれている。

野中兼山の植林政策は、寛文二年（一六六二）十二月二日布告した。その掟書は十五カ条であるが、その内第一条に次の通り。

一、御国中在々所々に漆の木、桑の木、茶の木、植え申すべく候。楮は何の地にも生立ちよく候。山掛り、又弘屋敷所持の者は、杉、檜、桐、松の木によらず植え申すべく、杉苗はふせ付たる者又は出家など功者これあり候間、吟味を遂げ、在々に過分ふせさせ分配分植えさせ申すべく候。

第二条は、

二、明春を期して、大和柿と蜜柑の穂を取寄せ、百姓の希望に任せて、配分接種すべきこと。

三、第三条は、木綿、菜種、煙草を散田に栽培せしむべきこと。

四、第四条は、上山、羽山に自生する「むらさき」を各地に移植し、染料に供すべきこと。

こうしたことを告げて、すべて草木の利用厚生にはぬかりなく、その造成を深く奨励している。

野中兼山のこうした林業政策は、その時代に強く影響を及ぼした。それでこそ後世の土佐が林産王国の名をなしたわけである。

なお、土佐藩に「過怠木」と言う制度がある。これは盗伐者に罰則として苗木を植えさせるものである。これは消極的な木材保護の政策ではあるが、なかなか味がある。

文化年間（一八〇四）の西峰関係文書に、番人三谷助五郎の家来、彦太夫ら五人、総頭の太左衛門、猪之助ら三人に、杉檜苗百三十本、同村百姓の新蔵ら二十人に同じく八百七十本を植樹させている。その理由は次の通りである。

「右の者は西峰村地主、若宮三所の宮林一か所の内、右面々とも杉本木一木、相背き、御詮議の上、過怠木のため、右宮林並びに近山御留山の内へ、杉檜苗木右の通り植えつけ仰せつけられ候につき、入念に植付けのため、向き向き生立ちすべく候

様仰せ渡され畏み奉り候。然るに雑木相立候中へ、植えつけ候ては、生い立ち申す間じく、植付場所御見分の上御極め仰せつけられ度く云云」

とある。

同所番人三谷助五郎、同庄屋松本文左衛門、同年寄総次郎、重作が連名で、御山方役所に差出した文書の控がある。

杉一本について、杉檜の苗一千本を植付けさせる厳罰主義である。（これは西峰三谷文書、土佐藩林業経済史、平尾道雄著に拠る）

(二)　留山制度と山奉行

国中の良材、美林、その他土砂崩壊の恐れのある所は、伐採禁止林に指定した。これがお留山制度である。

その種別は、留山、留山預、所林、井林等がある。山林関係の所役には、山奉行三人、下役五人、証拠役一人、山改役十一人、仕成役十一人、生育役二人、銀米役二人、張番役二人、留書役三人、下山改役十三人、山廻り役十三人、近在廻り役六人、国境山番役二十九人がおかれた。

寛文四年（一六六四）三月に、山奉行原田弥平次、手島喜六の手で作成せられた「山林諸木並竹定」は、留山や留木に関係した案文である。その中にこんな項がある。

覚

一、えんじゆ花も用　　一、いてふ　実も用

一、きはだ　実も用　　一、漆　実　蠟に用

一、しらはぜ実蠟に成る　一、椿の実　油に成る
一、樫の実　民の食物に成る　一、ひわふ　紙草に成る
一、がんぴ　紙草になる　一、とちの木　民の食物になる
一、かや　実も用
右の実とも当分御制禁にては御座無く候へども、用ゆべき品のため、御覚書、書付け申候。（平尾道雄土佐藩林業経済史に拠る）

(三)　豊永郷の御留山と所林

延享二丑年（一七四五）大庄屋より提出した差出しによると豊永郷中の御留山は十四ヶ所、所林は二十一ヶ所となっている。その内訳をみると

(一)御留山

一、檜休場山（八畝）
　但檜、樅、栂、此外浅木生立
　東は槇山の畝より川俣大路合限、南はつづけの釜かぎり。西はきゃしらびそ限り、堂床を流れる谷限り、北は橘平荒より出崎分出る寄合谷かぎり
　山高二町半、横三十町

一、黒滝山　（八畝）
　東はさつまの谷限り、南はかげ荒限り、西は野田尾限り、北は野谷限
　山高三町　横五町

一、大王山　（南大王）
　木品　樅、栂、浅木生立
　東は大沙限、西は川限、北は大渡限、南は大沙限り
　山高三町余　横九町余
一、大坊子山（怒田）
　但し木品樅、栂、浅木有
　東はな尾谷限、南は韮生境峡限、西は大生境限、北は目ひの谷北の與限り
　山高五十七町、横二十五町
一、怒田山　（怒田）
　東は佐賀里野限、南は大ほうじお留山境のおも谷限、西はおも谷限り、北は柚木境限
　山高　三町　横二十五町
一、柚木山　（柚木）
　但木品、樅、栂、浅木有
　西は小谷口之西久限、東はじんぐ見石より西峰境限、北はたも□限□南は怒田村境怒田御留山境かぎり
　山高平等三町　横十八町
一、小檜曾尾山（古来三つ留山）（西峰）
　東は川限り、西は□□分小谷半分の宮限り、南は御林限り、北は谷限り
　山高平等五町　横一町
一、岩原山　（岩原）

但し木品、杉、檜引地
ソコヒキノモトより上ノトヤ西峰境まで
山高　五百八十四間　横三間

一、梶ヶ内山（梶ヶ内）
但檜、樅、栂浅木有
東は披沙限、南は弥九郎とや限り、西は引沙限、北は小谷限
山高四町　横十三町

一、番屋敷山（西峰）
東は川かぎり、西はおの神限、南は大石の沙但久保限、北は宮林限
山高五町　横三町半

(二)所林（今で云う入会林（部落有林））

一、粟生　鎌倉山
山高二町　横四町

一、柚木　沖見山
山高三町　横三町

一、柚木栃の木山

一、西峰　貞碓山
山高三町　横七町

一、西峰　広瀬山

一、西峰　仁人の滝山
　山高一町半　横二町
一、西峰　栃成山
　山高一町半　横一町
一、西峰　向イ山
　山高四十間　横二町
一、桃原　坊主畑山
　山高平一町半　横十町程
一、梶ヶ内　平野山
　山高一町　横一町
一、梶ヶ内　休場山
　山高一町　横一町
一、梶ヶ内　伊保山
　山高一町　横二町
一、津家　津毛の尾山
　山高四町　横六町
一、同戸　石谷山
　山高六町　横五町
一、同戸　夷山

山高二町　横三町
一、北川　カヌノクビ山
山高五町　横四町
一、北川　北川山
山高一町半　横二町半
一、馬瀬　久保岡山
山高六町　横七町

註　所林については維新後各村で個人に分配したり、国に買上げてもらい国有林となったり、現在入会林として残っている山は全くない。

九　大豊の紙業

楮の皮から多布(たふ)を織って衣料としたことはすでにのべたが、楮を原料とした和紙の製造も盛んであった。

延享二年（一七四五）豊永郷大庄屋から郡奉行あての指出しによると紙漉きについて次のような記述がある。

粟生村
　紙漉　八人
西川村
　紙漉人数七人　但在所紙草漉立不足仕分は紙不漉村より取来漉立、御蔵紙に及売上候
八畝村

紙漉（岩原にて）

紙漉人数二人　但在所中紙漉立申候村外相残分近村へ売出申候

南大王村

紙漉人数二人　但紙草在所に有之分漉立売上る

怒田村

紙漉十二人　但当在所中に紙草有之、漉立申候

柚木村

紙漉人数十二人　但在所中に紙草有之漉立売上申候

西峰村

紙漉人数二十人　但村中紙草有漉立申候

中内村

紙漉人数二十二人　但村中に紙草無之候他村より入納漉立候

川井村

紙漉人数三十人　但当在所出来紙草漉取外村より買調漉申候

大滝村

紙漉二十人　但在所出来草並他村より買入漉立申候

大平村

紙漉人数五人　但当村出来草並外より買調漉立申候

八川村

紙漉人数七人　但在所出来草で漉立申候

岩原村

紙漉人数二十人　但当在所に出来紙草ヲ以漉立売上申候

とあり、豊永郷中紙を漉いていた村は十三ヶ村（一六七戸）で全部下土居以東の東豊永に集中している。政策的にそうしたものか、東豊永以外の村々にはその技術を特別な理由で伝えなかったものか不明であるが、このように産地が集中していることは研究の必要があるようである。

この内容をみてみると、南大王、怒田、柚木、西峰、八川、岩原の六ヶ村はそれぞれ、村内で生産される楮草充当分だけの生産に止まっているが、西川、中内、川井、大滝、大平の各村は在所の楮草ばかりでなく、他村から原料を購入して紙を生産し、御蔵紙（藩に納入）並に売却分に充当している。

このうち中内、川井、大平、大滝などいわゆる陽の地百姓の地域は現在のそれに似て耕地の割に労力が余剰であろうか、他に比し紙漉も従事者が多い。

西峰と中内の中間に漉長という地名がある。当時楮草を漉長付近の川でさらした為この名がついたのではなかろうか。

楮はすでに述べたように多布の原料として重宝されて来たが、吾川郡伊野町成山の安芸三郎左衛門が紙として漉きあげることに成功、逐次山間地帯に普及したものが寛永、寛文（一六二九～一六七二）の時代、時の土佐藩執政野中兼山等の奨励により大いに盛んになったと云われる。

しかし、土佐藩の専売政策によって紙業が特定の地域のみで発達したため一般的な普及は抑制されることになり、しかも専売制をとり、藩の御用商人による安い価格による割当買上げと重い「口銀」に生産者の不満はつのる一方であった。

この為天明七年（一七八七）吾川郡池川郷農民の伊予逃散という有名な大事件を起すに至ったのである。

(一) 和紙の製造

楮は主として田畑の畦畔に自生する。これを十二月から三月頃迄の間に鎌で切り取り、集めて小枝を打ち寸法を揃えて束ねる。この束を更に集めて大きく束ね（大体七十貫位のもの）大きな釜に立て上から「こしき」とよぶ桶をかぶせて蒸すのである。約三時間位で蒸し上る、これの表皮をはぎ、竿にかけて乾燥する。乾上ったのを黒皮といい、十貫匁毎に束ねる。はいだ幹は「カヂガラ」とよび、いろり、風呂のたきつけとなる。

この作業は冬期、しかも一番釜のむし上るのは午前七時頃であり、寒い作業であった。蒸すとき「こしき」の上部に甘藷を入れて楮と共にふかしたのが間食の楽しみともなった。この出来上った黒皮を川や谷水にさらし、表皮をはぐ。これを「へぐる」という。これを更に天日で乾燥したもの（白草という）を取入れ、釜で煮上げる。煮つまったものを桶に取り出し、一本毎に節の部分に残った表皮や、屑ものを取除き、それを水車や「ダイガラ」で搗き上げどろどろの状態にする。これを「フネ」に入れ「ねのり」または「フノリ」を混入して漉きあげるのである。